

岸和田市貝塚市クリーンセンターの受入基準

平成 24 年 11 月 1 日制定

岸和田市貝塚市クリーンセンター管理規則（平成 19 年規則第 4 号。以下「管理規則」という。）
第 4 条第 6 号に規定する一般廃棄物の受入基準を次のとおりとする。

1. 搬入できない物

項目	主な具体例
構成市域外廃棄物	岸和田市及び貝塚市以外から排出された廃棄物
一般廃棄物に該当しない物	産業廃棄物（業務用プリンター・レジスター等）・石・砂・土等
家電リサイクル法対象物	エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機等
資源有効利用促進法対象物	パソコン等
自動車リサイクル法対象物	自動車・自動車部品・原動機付き自転車・自動二輪車等
引火性のある物	ガソリン・灯油・石油類・シンナー・廃油・オイル類・油性塗料等及びそれらの残留した容器類・金属粉等
危険性のある物	各種ボンベ・消火器・バッテリー・注射針等
有害性のある物	劇薬（薬品・硫酸・硝酸等）・農薬（殺虫剤・消毒剤等）・水銀等
著しく悪臭を発する物	動物の死体・ふん尿等
処理困難物	タイヤ(自転車用を除く)・石膏ボード・耐火ボード・断熱材・ガラスウール等・スレート・耐火金庫・オイルヒーター・温水器・ソーラーパネル・ソーラー給湯器・エンジン・圧縮機・発電機等機械類・液状や泥状の物・体積や重量が著しく大きい物
その他	クリーンセンター若しくはその周辺の環境を悪化させ、クリーンセンターにおける処理を著しく困難にし、又は、クリーンセンターの機能に支障を生じさせるおそれのある物

2. ごみ処理施設棟（焼却棟）へ搬入できる物（下線は、1世帯1日当たりの数量制限を記載）

項目	条件	主な具体例
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 90リットル袋（長辺100cm程度）に入る物で重量20kg以下 ・ ロープ・ホース・ひも状等は、長さ180cm以下 	厨芥類・繊維類・プラスチック類・小枝等・笹等
絨毯等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6帖以下 ・ 紐で縛った状態 	絨毯・カーペット・ブルーシート・レジャーシート等
タイルカーペット	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>50枚まで</u> 	タイルカーペット
竹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直径20cm未満の物は、長さ100cm以下 	竹

3. リサイクルプラザ棟へ搬入できる物（下線は、1世帯1日当たりの数量制限を記載）

項目	条件	主な具体例
家具等粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最大辺180cm以下 ・ 鏡やガラスを取り外した状態 	タンス・化粧台・食器棚・マッサージチェア等

木材等	<ul style="list-style-type: none"> ・枝払いした状態 ・直径20cm未満の物は、長さ150cm以下 ・直径20cm以上25cm未満の物は、長さ50cm以下 ・直径25cm以上の物は、受入不可 	植木・板切れ等
電化製品	<ul style="list-style-type: none"> ・家電リサイクル法等に該当しない物 ・蛍光灯や乾電池、バッテリー等を取り外した状態 	照明器具・電磁調理器・おもちゃ等
火気器具	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料や乾電池等を取り外した状態 	ストーブ・ファンヒーター・カセットコンロ等
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・中を空にした状態 	缶・びん・ペットボトル等
畳	<ul style="list-style-type: none"> ・10畳まで 	畳
瀬戸物等	<ul style="list-style-type: none"> ・最大辺30cm以下 ・最大辺50cm以下の箱に入れ、5箱まで 	陶器・タイル・鏡・ガラス・化粧品のビン等
レンガ	<ul style="list-style-type: none"> ・最大辺30cm以下 ・10個まで 	レンガ
ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・最大辺30cm以下 ・10個まで 	ブロック
瓦	<ul style="list-style-type: none"> ・最大辺30cm以下 ・10枚まで 	瓦
建具	<ul style="list-style-type: none"> ・最大辺180cm以下 ・10枚まで 	網戸・雨戸・襖・障子等
波板等	<ul style="list-style-type: none"> ・最大辺180cm以下 ・10枚まで 	ビニール製波板・金属製波板・トタン板
配管	<ul style="list-style-type: none"> ・呼び径50A以下の物は、長さ180cm以下 ・10本まで 	ビニール製配管
樋	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ180cm以下 ・10本まで 	塩化ビニール製樋・金属製樋
蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> ・40W以下の物は、長さ120cm以下 ・20本まで 	直管型蛍光灯・丸型蛍光灯・電球型蛍光灯等
スプリングマット	<ul style="list-style-type: none"> ・2枚まで 	ポケットコイルマットレス・ボンネルコイルマットレス等
サーフボード	<ul style="list-style-type: none"> ・長さ180cm以下 ・2枚まで 	サーフボード

[改定履歴]

平成25年4月1日改定
 平成26年12月25日改定
 令和元年6月24日改定
 令和2年3月2日改定
 令和2年10月5日改定
 令和5年4月1日改定
 令和6年4月1日改定